

資 格 審 査 要 件

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 5 及び第 167 条の 11 の規定により令和 4 年度において、中札内村が発注する工事又は製造等の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する新規請負業者に必要な資格及び資格審査の時期並びに方法等について、次のとおり定める。

令和 5 年 1 2 月 5 日

中札内村長 森 田 匡 彦

I. 資格（新規請負業者）（中間年）

1. 基本的資格要件

中札内村が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加できる者は、施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者以外の者及び施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者以外の者でなければならない。

2. 契約の種類による資格要件

（1）工事の請負契約

工事の請負契約について、競争入札参加資格者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による許可を受けた建設業者で、令和 6 年 1 月 1 日現在において 2 年以上の許可年数を有し、工事の種類に応じ、次に掲げる事項について行った審査の結果を勘案して算出した総合数値によって、別表に定める工事予定価格に対応する等級に格付けされた者とする。

ア、客観的審査事項

- a. 工事の種類別年間平均完成工事高
- b. 自己資本金
- c. 業務に従事する職員の数
- d. 流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものの）
- e. 自己資本固定比率（自己資本の額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表したものの）
- f. 総資本純利益（純利益の合計を総資本の額で除して得た数値を百分比で表したものの）
- g. 営業年数

イ、主観的審査事項

- a. 工事経歴
- b. 工事施行成績

（2）建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしているものとする。

- ①建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による 1 級及び 2 級建築士事務所について登録を受けたものであること。

②令和6年1月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

(3) 土木施設物の設計に係る契約

土木施設物の設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、令和6年1月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいるものとする。

(4) 測量に係る契約

測量に係る契約についての競争入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしているものとする。

② 測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けたものであること。

②令和6年1月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

(5) 印刷物の製造又は物品の購入に係る契約

印刷物の製造又は物品の購入に係る契約についての競争入札参加資格者は、令和6年1月1日現在において、引き続き2年以上その事業を営んでいるものとする。

(6) 中札内村暴力団排除条例（平成25年3月12日条例第2号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条3項に規定する暴力団関係事業者に該当する者でないこと。

II. 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号の一に該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

1. 施行令第167条の4第1項に限定する者となったとき
2. 施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されたとき
3. 営業に関し、法令の規定により許可・免許・登録等を要する場合において当該許可・免許・登録等を取消されたとき
4. その他Ⅰの2に定める資格要件の一つを欠くに至ったとき

III. 資格審査の申請の時期及び方法

1. 申請時期

(1) 令和6年2月1日から2月29日までとする。

(2) 共同企業体に係る申請時期は、前1号によるほか、当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 特に村長が必要と認めた者に係る申請時期は、村長の指定する日とする。

2. 申請の方法

申請の方法は、総務課総務グループより示される申請書類を、同課へ提出することにより行なうものとする。

別表

等級	土木・建築・ほ装工事	その他の工事
A	10,000万円以上の工事	3,000万円以上の工事
B	5,000万円以上10,000万円未満の工事	500万円以上3,000万円未満の工事
C	1,000万円以上5,000万円未満の工事	500万円未満の工事
D	1,000万円未満の工事	

但し、上位等級者は、下位等級に対応できるものとする。